国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|--|----|
| 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則 | | |
| 平成16年4月7日 | | |
| 16経教規則4号 | | |
| 1 0 配名入外规则 4 万 | | |
| 第1条~第31条 省略 | 第1条~第31条 省略(現行どおり) | |
| (年次有給休暇以外の有給休暇) | (年次有給休暇以外の有給休暇) | |
| 第32条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以 | 第32条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以 | |
| 外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。 | 外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。 | |
| 一~二 省略 | 一~二 省略(現行どおり) | |
| | 三 災害復旧休暇 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当 | |
| | <u>する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当</u> | |
| | であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間 | |
| | <u>イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員が</u> | |
| | その復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 | |
| | ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な | |
| | 水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれ <u>ら</u> | |
| | <u>の確保を行うことができないとき。</u> | |
| 三 災害時休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等のため、 | 四 災害時休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等のため、 | |
| 事業場に赴くことが著しく困難であると認められるとき <u>連続する3日の範</u> | 事業場に赴くことが著しく困難であると認められるとき <u>必要と認められる</u> | |
| 囲内で出勤困難な状態である期間 | <u>期間</u> | |
| 四 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が | 五 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際 | |
| 退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得な | して、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しな | |
| いと認められるとき 必要と認められる期間 | いことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 | |
| 五 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、 | <u>六</u> 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、 | |
| 6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者を | 6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者を | |
| いう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のた | いう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のた | |
| め、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の | め、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の | |
| 労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第24条第 | 労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第24条第 | |
| 1項第11号に定める期間 | 1項第11号に定める期間 | |

| <u>六</u> 夏季一斉休業 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間 2~4 省略 | <u>七</u> 夏季一斉休業 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間 2~4 省略(現行どおり) | |
|---|--|--|
| 第33条~第56条 省略 | 第33条〜第56条 省略(現行どおり) | |
| 附則省略 | 附 則 省略 (現行どおり) | |
| 別表省略 | 別表 省略(現行どおり) | |

附 則(23 経教 規則 第14号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。